

1. はじめに

ごみの有料化については、全国では6割強、栃木県内では、約半数の自治体のごみ有料化を導入しております。また、芳賀郡内4町においては、早期にごみ有料化に取り組み、一定の減量成果を上げている状況にあります。

現在、真岡市は芳賀郡内4町とともに、平成26年4月の本格稼働に向け、芳賀地区エコステーション(芳賀地区広域ごみ処理施設)を建設中です。

当初、この施設は、設計時のごみ排出量を推計し、1日の処理能力を180トンとして計画されましたが、多額の建設費とその後の維持費を削減するために、芳賀管内1市4町で平成27年度までに平成19年度の処理量を100として10パーセントを減量することで、1日の処理能力を143トンに変更しております。

このごみ排出量の10パーセント減量は、ごみ排出割合が高い本市としては、達成しなくてはならない目標値としております。また、1市4町による建設費と維持費の負担は、ごみの排出量割合によって按分され、負担することから、なお一層の減量化に取り組む必要があります。

こうした状況下において、平成24年8月に「真岡市ごみ有料化等検討委員会」を、組織し、家庭ごみの有料化について検討をお願いいたしました。

この委員会では、本市のごみの現状把握、他自治体におけるごみの有料化の導入状況と、その効果についての調査・検討とともに、本市でごみの有料化の必要性和効果、種類、時期、有料化方式、価格設定、優遇措置、販売手数料等について検討を重ねていただきました。

検討の結果、もえるごみの有料化は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図るとともに、費用を軽減しようとする意識の高まりにより、ごみ排出量の抑制につながるものであり、本市が目指す10パーセントのごみ減量を図るためにも、家庭ごみの内「もえるごみ」の有料化が必要であるという意見で一致し、基本的な方向性を取りまとめ、答申をいただいております。

真岡市においては、この答申を踏まえ、具体的な内容について検討を図り、基本的な方針を策定いたしました。この内容を真岡市廃棄物減量等検討委員会において諮問いただき、重要な施策の一つとして、「家庭系もえるごみの有料化」に向け推進することといたしました。

今後は、この家庭系ごみの有料化(案)の概要に基づき、市民の皆さんに真岡市のごみの現状、他自治体の有料化導入状況、ごみの減量の背景やごみ有料化の必要性を説明し、理解と協力をいただきながら具体的な取組みを進めてまいります。

2. 真岡市のごみの現状（真岡市の環境 真岡市環境基本計画年次報告書 H24 年度参考）

（1）ごみ処理の現状

ごみ処理については、ごみ発生抑制、再使用等による排出抑制、リサイクルの推進が基本であり、排出されたごみについては、適正に処理することが必要であります。

今後は、ごみ処理に伴う環境への負荷をこれまで以上に低減し、循環型社会へ転換するため、市民、事業者の環境マナーやモラルの向上をはじめ、ごみの減量化・資源化を一層推進する必要があります。

平成23年度のごみ収集量は、平成21年度と比較しますと、「もえるごみ」と「資源①（ビン缶、ペットボトル等）・資源②（紙類、古着、生きビン等）」は減少したものの、東日本大震災の影響で「その他・粗大ごみ」においては18.6%増加しています。

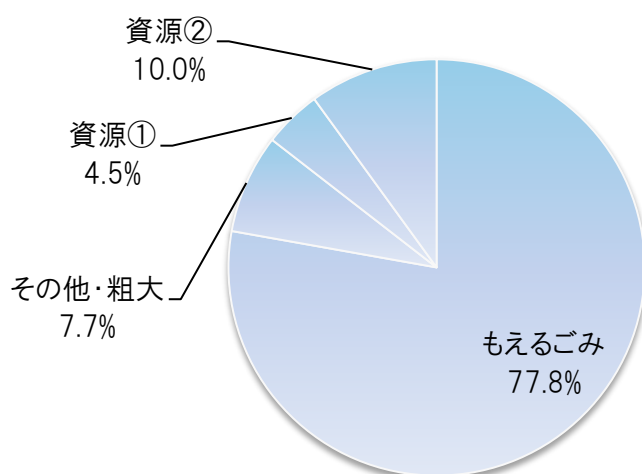
また、「もえるごみ」がごみ量全体の77.8%であり、その内紙類が過去3年の平均では約4割を占めています。資源の収集量の割合では、新聞27.7%、雑誌・雑紙20.3%、雑ビン19.2%の順となっています。

事業系ごみ（一般廃棄物）については、清掃センターで処理できるものは、重量に応じた有料化を導入しております。

① 真岡市ごみ収集量の推移

年 度	もえるごみ	その他 粗大ごみ	資源①	資源②	合 計	人 口	1人1日当たり ごみ量
平成21年度	19,541t	1,553t	1,129t	2,690t	24,913t	82,584人	826g
平成22年度	19,443t	1,504t	1,094t	2,451t	24,492t	82,126人	817g
平成23年度	19,313t	1,908t	1,101t	2,492t	24,814t	81,511人	834g

平成23年度 ごみの分類割合



② もえるごみのうち、家庭系ごみと事業系ごみの割合

年 度	収集量	家庭系	割合	事業系	割合
平成 21 年度	19,541t	15,151t	77.5%	4,390t	22.5%
平成 22 年度	19,443t	14,992t	77.1%	4,451t	22.9%
平成 23 年度	19,313t	14,797t	76.6%	4,516t	23.4%

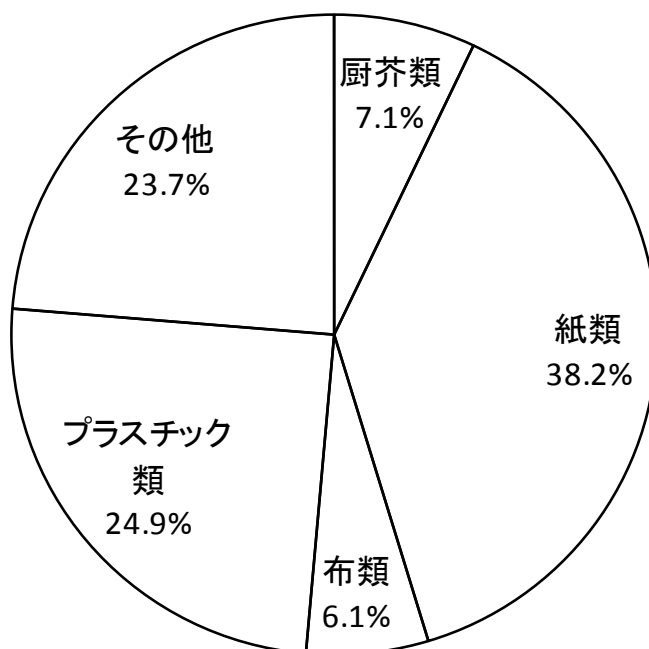
③ もえるごみの成分

(単位:重量%)

年 度	厨芥類	紙 類	布 類	プラスチック類等	その他
平成 21 年度	6.8	33.7	5.4	25.1	29.0
平成 22 年度	7.3	40.4	6.4	24.8	21.1
平成 23 年度	7.1	40.6	4.9	23.5	23.9
3 カ年平均	7.1	38.2	6.1	24.9	23.7

※年4回(5、8、11、2月)に、清掃センターでごみピットから無作為に抽出し、測定した結果です。

もえるごみの成分割合



(H21～H23 年度までの 3 年間の平均)

④ 資源の収集量内訳 (平成 23 年度合計 3,593t)

資 源 ①	項目	収集量(t)	割合%
	スチール缶	130	3.6
	アルミ缶	84	2.3
	雑ビン	691	19.2
	ペットボトル	174	4.8
	乾電池	22	0.6
	小計	1,101	30.6

資 源 ②	項目	収集量(t)	割合%
	新聞	997	27.7
	雑誌・雑紙	728	20.3
	段ボール	321	8.9
	牛乳パック	9	0.3
	古着類	373	10.4
	一升ビン	49	1.4
②	ビールビン	15	0.4
	小計	2,492	69.4

⑤ 環境保全センターの埋め立て状況 (総埋め立て容量83,550m³)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
埋立量 (m ³)	2,347	2,024	2,189
総埋立量 (m ³)	53,044	55,068	57,257
埋立率 (%)	63.5	65.9	68.5

⑥ 現行のごみ収集体制について(平成23年度)

《参考資料 P19》

- ・もえるごみ、粗大ごみは、真岡市内を4分割し委託業者4社により収集している。
- ・資源①②は、真岡市資源回収事業協同組合に委託し収集している。二宮地区においては、委託業者2社により収集している。
- ・ごみステーション数1,698カ所、資源ステーション数312カ所

(2)ごみの減量化・リサイクルの推進(平成23年度)

ごみの減量化とリサイクルの意識の高揚を図るため、次の事業が実施されている。

①ごみ減量説明会等の啓発活動の実施

各自治会で開催する説明会において、「雑紙の資源化」や「家庭から出る生ごみの水切りの周知徹底」など、ごみの減量化・資源化の取り組みについて、分別の実習を交えながらの市民への周知 実施回数・・・68回 参加者数・・・3,307名

②環境展やフリーマーケット開催

- ・ごみの出し方分別クイズ ・リサイクル品の展示及び抽選会 ・フリーマーケット
- ・古本販売等 ・環境パートナーシップの活動報告及び会員募集

③機械式生ごみ処理機設置費補助

生ごみの堆肥化による自家処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機の設置に対する補助金交付

【補助金：1台当たりの購入費の1/2 但し、1世帯につき3万円を限度とする。】

- ・平成23年度設置補助実績：17台(累計：304台)

・平成25年度からは、コンポスト容器も補助対象とする。

【補助金：1基当たりの購入費の1／2 但し、1基当たり上限6千円、1世帯2基まで】

④レジ袋削減の取組み

平成21年12月に、県、市、消費者団体及び事業者が協定を結び、地球温暖化の防止とごみ減量のため、地球にやさしいライフスタイルを考えるきっかけとなるよう互いに連携協力してレジ袋削減の取組み、3事業者においてはレジ袋の無料配布を取りやめた。

⑤落ち葉・剪定枝等の堆肥化

公園等の公共施設で排出された落ち葉・剪定枝等を、西田井グリーンセンターで堆肥化を図っている。

(3)不法投棄防止対策(平成23年度)

清掃監視員等による廃棄物の不法投棄の未然防止及び公共用地に投棄された廃棄物の回収、ステーションのごみの出し方・分け方の現地指導等を実施している。

・不法投棄防止監視実績数

不法投棄発見数 184件 ⇒ 処理内訳(投棄者処理1件、その他処理183件)

不法投棄防止看板 94件

3. ごみ有料化の必要性

(1)真岡市のごみ排出量目標値

項目\年度	H19	H20	H 21	H 22	H 23	H 26 目標値
総ごみ収集量	26,059t	25,729t	24,913t	24,492t	24,814t	23,383t
増減率		1.2%減	4.3%減	6.0%減	4.8%減	10.2%減
ごみ収集量	21,181t	20,969t	20,523t	20,034t	20,298t	18,901t
もえるごみ量 (家庭系)	15,358t	15,399t	15,151t	14,985t	14,797t	13,725t
1人1日当たり	860g	847g	826g	817g	834g	749g

◎ごみの排出量は、若干減ってはいるが、ほぼ横ばいになっている。

- ・家庭から出るもえるごみ → 減少傾向・・・減量説明会の推進、資源への分別、生ごみの水切り、スｰﾊﾟｰの自主回収等
- ・資源②雑誌・雑紙 → 増加傾向・・・減量説明会の推進、資源への分別等
- ・その他粗大 → 震災の影響により増加
- ・大量生産・大量消費 → 景気低迷により生産および消費の低下

①真岡市と芳賀郡内4町の県内順位（平成22年度実績）

- ・1人1日当たりの排出量は、全国平均値 976g 県内平均値は、940g

真岡市は 817g で、排出量は県内平均より少ない方である。

芳賀郡内4町の実績(1人1日当たりの排出量、県内順位)

1位 茂木町 461g 2位 市貝町 493g

4位 芳賀町 593g 6位 益子町 690g

15位 真岡市 817g (26市町中 15番目)

(芳賀郡内4町は真岡市より、約44%から約16%低い排出量である)

- ・芳賀郡内4町のごみが少ない要因

益子町、市貝町、芳賀町が昭和45年から、茂木町が平成3年から有料化に取り組み、また、芳賀町、茂木町では、生ごみはもえるごみとして出さず、堆肥化施設で処理することにより減量化が図られている。

さらに、粗大ごみ収集は行政で行わず、個人が中部環境の処理施設に直接持ち込み、10kgあたり100円の有料で処分している。

(2)減量化の必要性

①真岡市のごみ処理費用

収集運搬費：約2億円、処理費(焼却・埋立・負担金等)：約8億円 合計 約10億円

- ・広域ごみ処理施設は、建設や維持管理の費用を、ごみの排出量に応じた割合で1市4町が、負担することになっている。また、建設費および維持費の削減のため、芳賀郡1市4町は、H19のごみ量を基準にして、平成27年度までに10%のごみ減量化を前提にして、焼却炉の処理能力を180トン／日から143トン／日に変更している。

当施設の負担割合は、ごみ排出量を基準とし真岡市は約65%と高い割合となる。

②広域ごみ処理施設の費用負担(平成25年4月参考)

- ・建設費 約84億円 (外構工事、付帯工事含)(真岡市 約42億円負担)
 - 内訳 交付金 約27億円
 - 地方債 約40億円 (返還は15年で約47億円、うち真岡市分約31億円)
 - 市町負担金 約17億円 (うち真岡市分約11億円)
- ・維持費 約112億円 (H26からH45の20年間)+償還金+事務費等を含み
20年間で 約171億円

負担割合65%で試算すると、約111億(真岡市が年間5億5,500万円負担)

※目標値10%削減ごみ減量を達成し、広域負担金をより一層削減する必要がある。

(3)広域ごみ処理施設の延命化

- ①ごみ処理量の減少により施設をより長く使用する必要がある。
 - ・運転時間の削減、運転経費の削減 (施設の劣化の抑制)
 - ・焼却灰等の削減 (最終処分場への埋め立て量の抑制)

(4)費用負担の公平化とごみの排出抑制

- ①ごみ処理費用を税だけで負担する場合、ごみを多く出す人とごみ減量に努力している人とは、公平性が図れない。ごみの排出量に応じた費用負担の公平化を図る必要がある。
- ②ごみ減量の努力を、負担減という経済的メリットにつなげ、さらなるごみ減量や分別・リサイクル意識の向上と、ごみの排出抑制を図る必要がある。

(5)ごみ有料化の必要性のまとめ

- ・国の基本方針、県の施策におけるごみ有料化促進
- ・平成27年度までに、ごみ減量削減目標値10%の達成
- ・ごみ量に応じた費用負担の公平化
- ・ごみ分別・リサイクル意識の向上とごみ排出抑制
- ・広域ごみ処理施設の負担割合(維持費負担)の削減
- ・広域ごみ処理施設、最終処分場の延命化
- ・県内有料化導入市町の成果

※これらの理由により、広域ごみ処理施設の本格稼働予定の平成26年4月にあわせ、真岡市の「もえるごみ」を有料化していく必要がある。

4. ごみ有料化の効果

(1)ごみ有料化の目的及び期待する効果

ごみ減量に関しては、ごみ発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、資源化(Recycle)の英単語の頭文字を取った『3R』という考え方が提唱されており、現在の基本的な考え方となっている。有料化はこの内、発生抑制(Reduce)の推進に焦点をあてた施策である。

①ごみの排出抑制

有料化により、費用負担を軽減しようとする意識が高まり、ごみに対し、より関心を持つようになり排出量の抑制が期待できる。

②費用負担の公平化

ごみを多く出す人とごみ減量に努力している人とは、公平性が図れない。

ごみ減量の努力をされている方が、費用負担減という経済的メリットにつながり、努力が直接見えやすくなり、ごみ量に応じた費用負担の公平化とともに、さらなるごみ減量や分別・リサイクルの関心度合いが高まる。

③市民のごみ減量意識の啓発

ごみ有料化の導入により、排出量に応じた費用負担が伴うことで、市民が処理費用を減らそうとする意識が高まり、簡易包装製品や詰替え製品等の選択や、不用・不急の商品購入の抑制等の効果が期待できる。

5. ごみ有料化の他市町の状況

(1) 有料化を実施している自治体の数(平成21年度一般廃棄物処理実態調査より)

- ①全国 1,367/1,750 78.1%
 1,072/1,750 61.3%(粗大ごみを除く)
- ②栃木県内 12市町/26市町 46.15% (市単位:5市/14市 35.71%)

＜実施自治体＞

・芳賀郡中部環境衛生事務組合

昭和45年4月導入(益子町、市貝町、芳賀町)平成3年4月導入(茂木町)

種類:可燃ごみ、資源物(衣類、布類)、粗大ごみ 方式:単純従量制

・塩谷広域行政事務組合

平成7年10月導入(矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町)

種類:可燃ごみ 方式:単純従量制

・鹿沼市 平成18年10月導入 種類:可燃ごみ 方式:単純従量制

・足利市 平成20年4月導入 種類:可燃ごみ 方式:単純従量制

・那須塩原市 平成21年4月導入 種類:可燃ごみ、不燃ごみ 方式:単純従量制

・那須町 平成25年4月導入 種類:可燃ごみ、不燃ごみ 方式:単純従量制

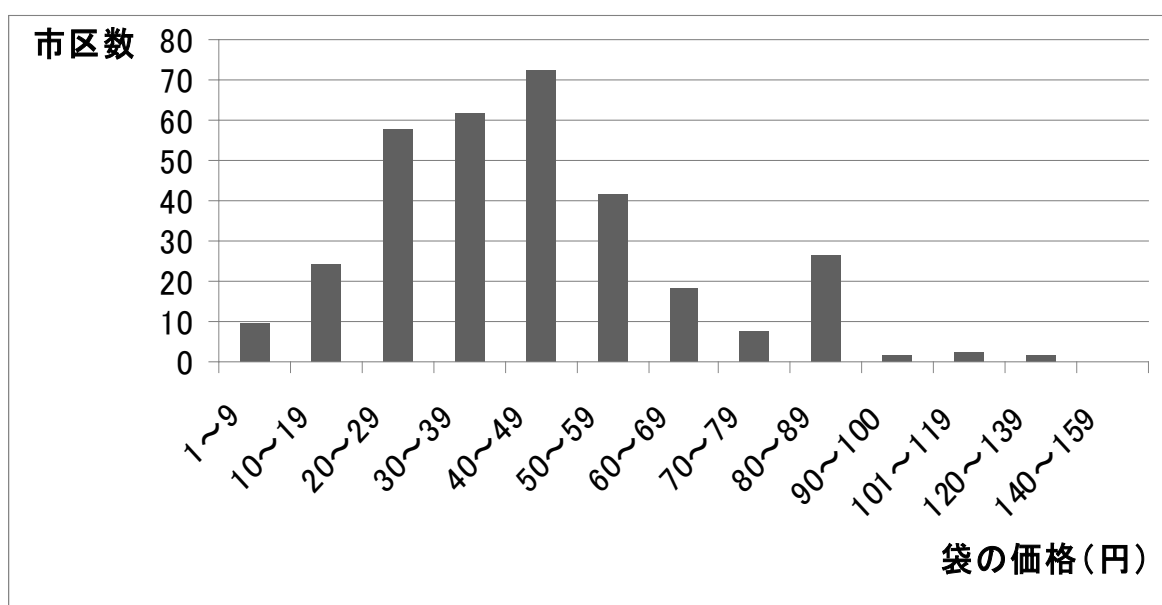
(2) 手数料の料金設定の考え方

①全国

全国的には、ごみ処理費用(収集から最終処分までの費用)の1/4～1/3の負担設定が多く、40～49円が一番多く、次いで30～39円の順となっている。

ごみ袋容量40～45ℓ1枚当たり、20～60円台が多い。

②ごみ袋価格設定グラフ (全国都市家庭ごみ有料化状況の集計 2006年10月現在)



(3)指定ごみ袋方式とシール方式

〈参考〉環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」(平成18年10月)

指定ごみ袋方式と、ごみ袋や粗大ごみに添付するシール方式が標準的な方法である。

- ・指定ごみ袋方式が77.96%
- ・指定ごみ袋方式とシール方式の併用の場合は、通常は指定ごみ袋を利用し、袋に入らない大きさや形を有するごみの排出の場合に、一部採用している。

(4)指定ごみ袋の販売業者の取り扱い手数料

《参考資料 P25》

①栃木県内の指定店件数および取り扱い手数料

- ・芳賀郡中部環境衛生事務組合 指定袋価格の5%
(指定店件数 益子町35店、市貝町20店、芳賀町23店、茂木町51店)
- ・塩谷広域行政事務組合 指定袋価格の8%
(指定店件数 矢板市72店、さくら市98店、塩谷町34店、高根沢町40店)
- ・鹿沼市 袋の種類に関わらず、1枚3円 指定店240店
- ・足利市 袋の種類に関わらず、1枚3円 指定店347店
- ・那須塩原市 袋の種類に関わらず、1枚4.2円 指定店231店
- ・那須町 袋の種類に関わらず、1枚4.2円 指定店80店(H25.4導入)

(5)有料化の円滑な導入及び実施

①円滑な導入に向けた関係機関(関係者)への調整及び周知方法検討

- ・減免措置の検討
- ・パブリックコメントの実施
- ・諮問機関への協議
- ・議会への説明(条例改正等)
- ・説明会の開催、広報媒体を活用した周知
- ・指定ごみ袋販売業者の拡充
- ・説明会の開催、広報媒体を活用した周知
- ・有料化啓発ポスターの掲示

②県内のごみ有料化説明会状況

自治体名	開催時期	開催回数	説明会の周知方法	有料化実施年月
鹿沼市 人口 10万1千人	H18. 6～H18. 9 (開始 4 カ月前から)	自治会説明会 230 回 出席率 10%	広報誌、ホームページ、自治会回覧	H18. 10～
足利市 人口 15万3千人	H19. 11～H20. 2 (開始 5 カ月前から)	自治会説明会 250 回 出席率 20%	広報誌、隣組回覧	H20. 4～
那須塩原市 人口 11万7千人	H20. 8～H20. 11 (開始 8 カ月前から)	自治会説明会 198 回 出席率不明	広報誌、自治会回覧	H21. 4～

6. 家庭ごみ有料化の導入計画

(1) 家庭ごみ有料化の種類・時期・方式

①家庭ごみ有料化の種類については、「もえるごみ」を有料化する。《参考資料 P20》

理由：粗大ごみまで有料化した場合、市民に一度に大きな負担となるとともに、収集体制の大幅な変更（ステーション回収、個別回収、個人搬入、料金体系等）が必要であり、新たな経費負担となるため。

②実施時期については、平成 26 年 4 月 1 日からとする。

理由：芳賀郡 4 町は既にごみ有料化が定着しており、芳賀地区エコステーション（広域ごみ処理施設）の供用開始となる平成 26 年 4 月 1 日に併せ実施する。

③ごみの出し方については、「指定袋方式」とする。《参考資料 P26》

理由：指定袋方式は全国的に多くの自治体で利用しており、利用者の排出量に応じた容量と価格設定ができる。袋の色やデザイン等により明確に真岡市のごみと判断ができる。なお、シール方式の検討については、袋の大きさが一定でなく、はがれたり、はがされるなどのトラブルや、収集作業において、目につきにくい箇所に貼られた場合、確認のため作業効率が低下するため一目で判断がつく指定袋とする。

④ごみ有料化の制度については、「単純従量制」とする。《参考資料 P21》

理由：栃木県内でごみ袋を有料化している全ての市町で導入しており、1 枚目から有料で、何枚使用しても同じ容量の袋であれば単価が同一で、制度が単純で明確である。なお、超過従量制や累進従量制は、無料や割安とする枚数設定を決める場合、世帯により家族構成がまちまちで、ごみ排出量も違うため基準設定が難しく、市民に均等に配布することが困難である。また、定額制は一定額のごみ処理手数料との認識であり、減量化につながらない可能性があるため単純従量制とする。

(2) 指定ごみ袋の材質および形態

①指定ごみ袋の材質については、「高密度のポリ袋、厚みは 0.03 ミリ」とする。

但し、容量 20 ℓ 小袋の場合、厚みは耐久性を考慮した上で薄くできるか検討する。

理由：ポリ袋は石油（ナフサ）から作られ、燃やしても水と炭酸ガスになり安全であり、ダイオキシンの発生やオゾン層破壊の原因と言われるフロンを発生させないことから、多くのごみ袋で使用している。また、高密度のポリ袋は薄く仕上がり、耐久性も確保されるが、伸縮が少ないため焼却施設での破袋作業が安易である。容量 45ℓ 袋の厚みは 0.03 ミリが標準である。

環境に配慮したリサイクル素材の使用については、製造価格が割高になり、強度にばらつきが生じることから、今後の検討課題とする。

②指定ごみ袋の形状については、「半透明、手提げタイプ」とする。

理由：ごみ袋の中身が見え過ぎる場合、プライバシーの問題があり、不透明で見えない場合、不燃ごみや資源ごみの混入が識別できないため半透明とし、持ちやすさと、縛れる便利さを考慮し、取っ手付きの手提げタイプとする。

③指定ごみ袋の色およびデザイン表示については「ごみ袋の色は黄色とし、真岡市のイメージキャラクターのコットベリーを記載する(片面印刷)、また、氏名や番号等が記入できる欄」を設ける。

《参考資料 P26》

理由：一般的なごみ袋は片面印刷がほとんどであるため、片面印刷とする。

真岡市のごみ袋と判断ができ、カラス対策に効果があるとされる黄色とし、真岡市イメージキャラクターのコットベリーのデザインを用いることにより、市外からのごみ搬入防止や指定袋以外の排出が一目で判断できる。

また、氏名や番号等を記入している、他自治体や地域もあることから記入欄を設ける。但し、プライバシーの問題もあり記入は強制するものではなく地域に任せる。

④指定ごみ袋容量については、約45ℓ、約30ℓ、約20ℓの大中型小3種類とする。

《参考資料 P22》

理由：容量約45ℓ、約30ℓは多くの自治体で利用されている。真岡市は、芳賀郡内4町と比較し、単身世帯も多く比較的小さい約20ℓ袋も製作する。

10ℓ袋も検討したが、導入されている他市町でほとんど利用されない状況であるため、今回は約20ℓ袋までとする。ごみ袋の容量は、有料化導入後に市民の意見や要望が多くある場合は、容量の変更や追加を検討する。

(3) 指定ごみ袋の価格設定

《参考資料 P22～P23》

①指定ごみの価格については、次のとおりとする。

・大 ⇒約45ℓ:50円 ・中⇒約30ℓ:30円 ・小⇒約20ℓ:20円

理由：栃木県内で、ごみ有料化を導入している市町で、多く用いられている価格設定とした。また、ごみ有料化導入と同時に利用する広域ごみ処理施設は、芳賀郡4町と共有して利用するため、大袋中袋において、価格の統一を図った。

(4) 減免措置

①ボランティア袋については、ピンク色とし約45ℓ袋で無料配布とする。

《参考資料 P27》

ボランティア袋の色は見分けがつくよう、指定ごみ袋とは違う色とする。

配布方法は、環境課に申し込み支給する方法と、地域の活動を良く知る区長や町会長に袋を保管いただき、配布をお願いしていく。ごみの収集は、環境課直接の臨時ごみ収集か、ステーション回収とする。

理由：ボランティア袋は、1回当たりの搬出量が多いため45ℓの1種類とする。

個人や団体が、指定ごみ袋を利用した場合、負担が伴い善意で清掃活動を行ってくれる市民が減り、結果的に行政負担が増えることが予想される。

地域単位、団体、会社、個人が道路や河川、公園等の雑草や落葉、ごみ等を清掃する場合は無料で配布する。

②低所得者、生活保護世帯の減免措置における実施は、県内では2市のみである。

通常の生活において排出されるごみは、平等であり減免の必要性はない。

③介護認定者、障がい者、乳幼児の減免措置については、通常の生活において排出されるごみは減免の必要性はない。しかし、子育てや寝たきり等対策として実施している、紙おむつ支給支援世帯に対する減免措置について、今後の検討課題とする。

④災害等ごみについては、震災、竜巻被害、河川氾濫等の自然災害で複数世帯に影響する被害の場合、災害規模を考慮し、個別搬入や臨時回収、臨時置場等の設置により、適宜に対応しているため従来のおりとする。

⑤イベント・祭等ごみについては、他市町においては、市主催の場合は市が収集委託等により負担し、実行委員会等が実施する場合は、主催者側で、ごみ処理経費、袋代等を予算化して負担している例が多い。

真岡市の3大夏祭り、ふれあい祭り、大産業祭等の大きなイベント・祭においては、市負担の直接の臨時ごみ収集で対応している。このことから地域の祭り等でステーションに出す場合には、指定ごみ袋を利用することとし、地域等に負担いただくこととする。

(5) 指定ごみ袋の販売店及び取り扱い手数料等について 《参考資料 P25》

①指定ごみ袋の販売店取り扱い手数料については、次のとおりとする。

・大 約45ℓ 50円／枚×8%＝4.0円／枚

・中 約30ℓ 30円／枚×8%＝2.4円／枚

・小 約20ℓ 20円／枚×8%＝1.6円／枚

理由：栃木県内の販売店取り扱い手数料は、概ね5%から10%に設定されている。芳賀郡4町は最も低い5%となっているが、有料化導入が昭和45年（茂木町はH3）からのものであり、県内平均程度の手数料収入が見込めないと、販売加盟店の拡大が図れないため、近年有料化を導入した市町を参考に、取扱店を確保できる販売手数料設定とする。また、3種類の同一単価も検討したが、大きさにより価格の相違があるため、一定割合による販売店取り扱い手数料とする。

②指定ごみ袋の販売店募集については、多くの販売店の参加を求め、地域の商店はもとより大型店やコンビニ等で手軽に購入できる体制とする。

④販売店の資格要件や目的外販売交付の防止については、指定ごみ袋の適正な管理、安売りやサービス品としての利用防止や、市税完納等の詳細な条件を規定した「真岡市ごみ袋販売手数料交付要綱」を制定する。

⑤指定ごみ袋製造販売経路については、参考資料P24に表示する。

(6) 指定ごみ袋販売収入(ごみ処理手数料)の使い道 《参考資料 P23～P24》

- ①ごみ有料化の目的は、費用負担の公平化やごみ減量化のためであり、ごみ処理経費の負担そのものではないことから、有料指定袋で得た収入は、ごみの減量化や資源化事業、収集運搬経費、不法投棄防止、ボランティア袋等の事業に広く使用していく。

(7) 指定ごみ袋の世帯年間費用試算

①家庭系1人1年当たりのもえるごみ排出量から算出

14,797,000 kg(市全体の年間排出量)÷81,054 人(H25.3)≒182.6 kg/人年・間

1世帯4人家族での試算 182.6 kg×4 人家族≒730 kg/家族・年間

・45ℓのごみ袋に入るごみの量を平均 6kg(満タン 7.5 kgの 80%)と仮定

730 kg÷6 kg≒122 袋/年間

45ℓのごみ袋 50 円/枚を利用の場合 50 円×122 枚/年間=6,100 円/年

②ごみ出し日に毎回 45ℓのごみ袋 50 円/枚を 2 枚使うとした場合

毎回 2 枚×週 2 回×52 週=208 枚 208 枚×50 円/枚=10,400 円/年

③単身世帯で、ごみ出し日に毎回 30ℓのごみ袋 30 円/枚を 1 枚使うとした場合

毎回 1 枚×週 2 回×52 週=104 枚 104 枚×30 円/枚=3,120 円/年

(8) もえるごみの有料化の周知について

もえるごみが有料となり、市民に負担を求めることになるため、平成26年4月1日からスムーズに「もえるごみ」の有料化がスタートできるよう、区や町会単位、各種団体、アパートや借家の管理者、工業団地管理協会等を通じて説明会を開催し周知を図る。

また、広報やホームページ等に掲載、ポスター・チラシを作成、もおかケーブルテレビを活用するなど広範囲に周知を図り、さらに、指定袋のサンプル等を作成し事前に配布する。

・ごみ有料化説明会チラシ A4 サイズ冊子 3 万部

・ごみ有料化啓発用ポスター B2 サイズ 1,000 枚

・サンプル用指定ごみ袋セット 大中小指定ごみ袋 各 1 枚セット 3 万組

・他に有料化 1 カ月前に、広報車で市内全域を回り周知を図る。

・職員、清掃監視員による、早朝ステーション指導の実施(H26.4.1～)

(9) 不法投棄等および指定袋以外での排出者に対する対策

①懸念される課題

・指定袋以外でステーションに出された場合の対策

指定袋以外で出されたごみは収集しないため、各地域で周知と指導をお願いする。地区外からごみを置いていかれるなどの問題もあり、ステーションを利用する地域で監視を強化していただき、収集されないごみは指定袋での出し直しをお願いする。

・不法投棄や屋外焼却の対策

指定ごみ袋が定着するまでは、清掃監視員によるステーションのパトロール強化を図る。

有料化による、不法投棄や屋外焼却の増加が懸念される。空き地、山林、道路や河川等の巡回パトロール体制を強化し、不法投棄され易い場所の環境改善と屋外焼却防止の指導に努め、悪質な不法投棄者には警察等、関係機関と連携し厳正に対処する。

(10) 今後のごみ収集体制について

《参考資料 P19》

・ステーション数(H24.4現在)

もえるごみステーション1,698カ所、資源ステーション数312カ所

- ①もえるごみの収集は、ステーション数も多く、収集回数も週2回であり、現行のとおりと
する。
- ②資源ごみのビン、缶、ペットボトルについては、収集は月1回であり、夏季など保管場所
に困るとの話も聞かすが、収集回数を増やすことは経費が増加するため、当面は現行の
とおりとする。
- ③粗大ごみは、芳賀郡内4町では個人が直接持込み、有料で処理しているが、真岡市
は、現状のステーション回収を当面維持する。

また、高齢化により大きいごみや重いごみ等はステーションに持って行けない事情も
予想されるため、今後、他市町での有料引き取り収集を検証する。

(11) 更なるごみ減量・資源化施策について

- ①現在、各区や町会単位、出前講座等で実施している「ごみ減量説明会」などの啓発
活動を継続するとともに『3R(ごみ発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、資源化
(Recycle))』を推進し、雑紙の資源化、生ごみの水切り徹底など、更なるごみの減量
化・資源化に取り組む。
- ②生ごみ処理は、機械式処理機やコンポスト容器の更なる利用を促し、宅地や田畑等
の処理スペースがある方は、堆肥化による自家処理を推進する。
また、剪定枝や落葉、雑草等の自家処理や堆肥化を推進する。

7. 真岡市ごみ有料化等検討委員会検討経緯

(1)ごみ有料化等検討委員会会議(日時、場所、審議内容等)

①平成24年 8月30日(木) 市役所第2委員会室

第1回真岡市ごみ有料化等検討委員会

- ・ごみ有料化等検討委員会委員の委嘱
- ・真岡市のごみの現状について
- ・ごみの有料化の必要性について
- ・ごみの有料化の効果及び他市町の状況について
- ・今後のスケジュールについて

②平成24年10月23日(火) 市役所建設部棟会議室

第2回真岡市ごみ有料化等検討委員会

- ・第1回会議の確認事項
- ・ごみの出し方について
- ・有料化の方式について
- ・ごみ袋の形状、容量、価格、素材等について(継続審議)

③平成24年12月20日(木) 市役所3階会議室

第3回真岡市ごみ有料化等検討委員会

- ・第2回会議の確認事項
- ・他市のごみ有料化の意見及び市の考え方の回答について
- ・ごみ袋の容量、価格等について
- ・優遇措置、減免措置について
- ・指定ごみ袋の販売業者取り扱い手数料について(継続審議)

④平成25年 2月 5日(火) 市役所3階会議室

第4回真岡市ごみ有料化等検討委員会

- ・第3回会議の確認事項
- ・指定ごみ袋の販売業者取り扱い手数料について
- ・もえるごみの有料化の周知について
- ・不法投棄等および指定袋以外での排出者に対する対策
- ・今後のごみ収集体制について
- ・さらなるごみ減量・資源化施策について
- ・指定ごみ袋デザイン参考例について
- ・答申素案について
- ・今後のスケジュールについて

⑤平成25年 3月18日(月) 市役所3階会議室

第5回真岡市ごみ有料化等検討委員会

- ・市への答申

⑥平成25年 3月21日(木) 市長公室

政策調整会議

- ・答申内容を基に審議し、市の方針を検討
- ・今後のごみ有料化導入スケジュールについて審議

⑦平成25年 3月27日(水) 市役所3階第1委員会室

真岡市廃棄物減量等検討委員会

- ・ごみ有料化方針内容について審議

8. 真岡市ごみ有料化導入スケジュール

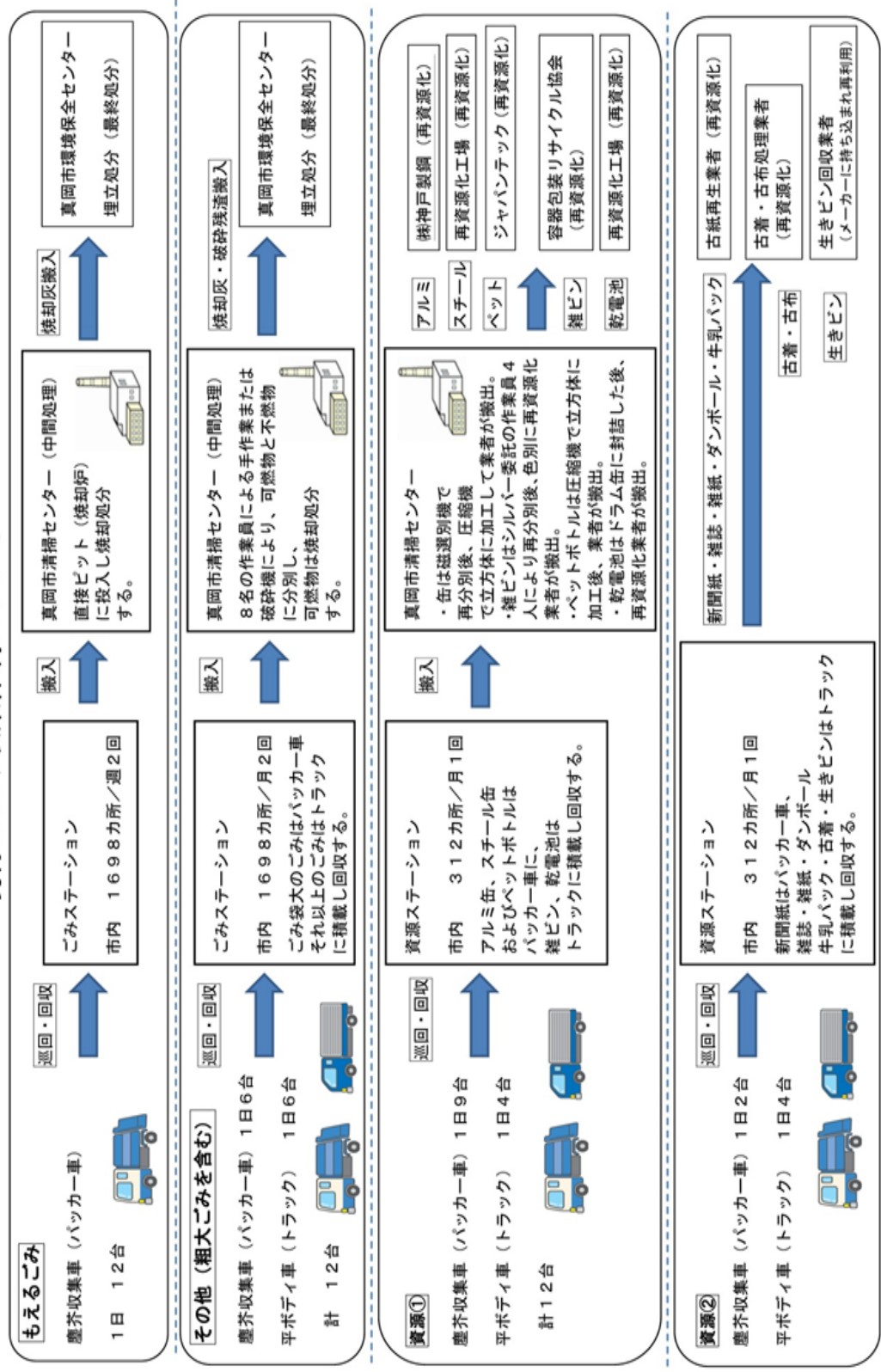
年度	月	ごみ有料化関係	その他
24	8	第1回真岡市ごみ有料化等検討委員会	地域づくりごみ 減量等説明会(H25.2 まで)
		第2回真岡市ごみ有料化等検討委員会	
		第3回真岡市ごみ有料化等検討委員会	
	1	ごみ有料化販売店関係打合せ	
	3	第4回真岡市ごみ有料化等検討委員会 第5回真岡市ごみ有料化等検討委員会(答申) 政策調整会議 真岡市廃棄物減量等検討委員会	
25	4	パブリックコメントの実施 公共料金審議会 区長、町会長会議(説明会協力依頼)	市民一斉清掃 5/26
	6	議会等報告、関係条例改正 啓発用ポスター、チラシ発注	
	7	地域説明会(有料化、新分別、減量化について) 7月～12月にかけ各地域で実施	
		広報誌、ホームページ等周知	
	9	啓発用ポスター掲示 指定ごみ袋販売店募集	
	11	指定ごみ袋発注	
	12	販売店用ポスター掲示	
	1	指定ごみ袋サンプル配布 指定ごみ袋販売開始	
	3	広報車による有料化周知	
			広域ごみ処理施設試験稼働 市民一斉清掃 12/15 収集休み(12/31～1/2)
26			H26 ごみカレンダー配布
	4	○家庭系のもえるごみ有料化開始	新分別開始、広域ごみ処理施設(芳賀地区エコステーション)本格稼働

※平成 26 年 4 月 1 日に有料化導入に向けてのスケジュール案であり、工程の目安であります。

9. 参考資料

(1) 現行のごみ収集運搬体制について

現行のごみ収集体制について



(2)ごみ有料化と収集運搬体制の関連について

もえるごみ

もえるごみの場合、他市町の例を見ても、有料化のいずれの方式を採用しても、収集運搬体制の変更を伴うことはないため、既存の体制のまま有料化に対応することが可能である。

その他(粗大ごみを含む)を有料化する場合、負担の公平のためごみの種類や重量で料金の設定が必要となり、料金設定に対応するために収集運搬の方式から検討する必要がある。

例：タンス等の大型家具とポットやナベ等の小型のもので、同一の処理料を徴収するのは不公平となる。

【 参 考 】

不燃ごみ

有料化方式：指定袋制

この分類の収集運搬のために、新たに作業員と車両を増員する必要性が生じ、経費の増加となる。

また、処理施設での分別破碎作業にも、袋を破る手間がかかる。

市民が排出に使用した袋が、もえるごみとなりごみ量の増加につながる。

その他(粗大ごみを含む)

ステーション回収 有料化方式：シール式

利点：既存の体制を変えずに対応できる。

問題点：種類や重量を測定できないため、あらかじめ品目ごとの料金を設定する必要がある。

料金の決定に時間がかかる。また、シールがはがれたり、他人のシールをはがして貼るかえるなどのトラブルがある。

見づらい場所にシールが貼られていると、確認のため収集作業に時間を要す。

個別収集 有料化方式：シール式

利点：市民がごみを出す必要がなくなるため、利便性が増す。

不適物を出した市民の特定が容易なため、指導がしやすい。

問題点：ステーション回収と同様、あらかじめ料金の設定を行う必要がある。

収集に非常に時間がかかるため、車両・人員増員＝経費増大が避けられない。

個人搬入 有料化方式：重量式

利点：収集運搬を行わないため、経費を削減できる。

重量をその場で測定できるため、負担の公平を担保できる。

ごみを出す市民と直接対応できるため不適物の指導が直接行える。

問題点：現行のその他(粗大ごみを含む)に含まれる全ての品目を直接搬入とすることは、労務的、金銭的に市民の負担が大きくなる。

(3)ごみ有料化の方式一覧

名称	方式の概略	メリット	デメリット
単純従量制	指定袋等が1枚目から有料で、何枚使用しても同じ容量の袋であれば単価が変わらない方式 県内ごみ有料化導入の全自治体で採用	・制度が単純でわかりやすい。 ・1枚目から有料にしたほうが、減量効果が高い。 ・排出者毎の量を管理する必要がなく、事務的にも手続きが簡単。	・料金水準が低いと、排出抑制につながらない可能性がある。
超過分有料制	一定枚数の指定袋等は無料で使えるようにして、無料分を使い切った場合は、有料で購入してもらう方式	・一定量以上のごみを従量制にすることで、一定量までの排出抑制が期待できる。	・一定枚数の無料配布の設定基準を算出、排出者毎の量を把握するための費用が必要となる。 (例：世帯数の把握や一定の排出量まで使用のごみ袋の配布費用が必要となる。)
累進従量制	1枚目から有料だが、一定枚数までは安く設定し、それを超えると高額になる方式	・排出量が多量である者に対する排出抑制が期待できる。	・一定枚数配布の設定基準を算出、世帯数の把握や排出者毎の量を把握するための費用が必要となる。
定額制	世帯ごとに毎月(又は毎年)一定額をごみ処理手数料として徴収する方式	・一定の安定した手数料を徴収することができる。	・排出量を削減する意識付けが働きにくい(減量化につながらない可能性がある)。 ・税金や保険料と同じような、手数料賦課徴収のためのシステム導入や納入通知書作成の費用が必要となる。未納金徴収事務が増える。

(4) 栃木県内の価格設定一覧

(平成24年8月現在)

市/組合	販売単位枚数	ごみ種類	袋容量	単価
芳賀郡 中部環境 衛生事務組合	10枚	可燃ごみ	45ℓ	50円/枚
			30ℓ	30円/枚
		資源物(衣類・布類)	45ℓ	10円/枚
	袋なし	粗大ごみ(持込)	100円/10kg	
塩谷 広域行政 事務組合	10枚	可燃ごみ	40ℓ	40円/枚
			30ℓ	30円/枚
	袋なし	粗大ごみ(持込)	150円/10kg	
		粗大ごみ(個別訪問回収)	1000円/個～4000円/個	
鹿沼市 (H21.4～)	10枚	可燃ごみ	45ℓ	30円/枚
	10枚		40ℓ	30円/枚
	20枚		20ℓ	30円/枚
	40枚		10ℓ	30円/枚
鹿沼市 (導入時)	10枚	可燃ごみ	40ℓ	40円/枚
	20枚		20ℓ	20円/枚
	40枚		10ℓ	10円/枚
足利市 (H22.4～)	10枚	可燃ごみ	45ℓ	15円/枚
			20ℓ	10円/枚
			10ℓ	7円/枚
足利市 (H20.4 導入時)	10枚	可燃ごみ	45ℓ	60円/枚
			20ℓ	30円/枚
			10ℓ	15円/枚
那須塩原市	10枚	可燃ごみ	45ℓ	50円/枚
			30ℓ	30円/枚
			20ℓ	20円/枚
		不燃ごみ	30ℓ	30円/枚
			20ℓ	20円/枚
那須町 (H25.4 導入)	10枚	可燃ごみ	45ℓ	50円/枚
			30ℓ	30円/枚
			20ℓ	20円/枚
		不燃ごみ	30ℓ	30円/枚
			20ℓ	20円/枚

(5)指定ごみ袋の価格設定の考え方

①全国的に、ごみ処理費用(収集運搬から最終処分までの費用)の1/4から1/3程度の負担設定、40ℓ～50ℓ1枚当たり、20円～60円台が多い。

②真岡市で広域ごみ処理施設の建設費及び維持費で試算した場合
(年間使用枚数 45 ℓで約 200 万枚として算出)

・建設費	84 億円(内真岡市負担分、地方債 31 億円、市町負担 11 億円)約 42 億円
	42 億円÷20 年(対応年数)=2 億 1,000 万円/年
・維持管理費	約 171 億円
	償還金、事務費等を加算、約 171 億円 (約 65%真岡市負担分) 約 111 億円
	111 億円÷20 年(対応年数)=5 億 5,500 万円
・ごみ収集委託費	1 億 7,577 万円/年
・ごみ処理費(もえるごみ)	
	2 億 1,000 万円(建設費)+5 億 5,500 万円(維持管理費)
	+1 億 7,577 万円(ごみ収集委託費)=9 億 4,077 万円
	9 億 4,077 万円×77.8%(もえるごみ)×76.6%(家庭系)≒5 億 6,065 万円
・ごみ袋 1 枚の処理単価	
	560,650,000 円(もえるごみ家庭系)÷2,000,000 枚≒280 円
	もえるごみ袋45ℓ1枚当たりの算出単価
	(ごみ処理費用の1/4から1/3程度の負担設定)
	1/4 $\frac{280 \text{ 円} \times 1/4}{1} \div 1 = 70.0 \text{ 円/枚}$
	1/3 $\frac{280 \text{ 円} \times 1/3}{1} \div 1 = 93.3 \text{ 円/枚}$

(6)指定ごみ袋販売収入(ごみ袋手数料)の使い道試算例

①試算例(年間 254 万枚利用を見込み、3 種類の使用割合は他市町を参考に算出)

ごみ袋(容量)	ごみ袋 使用割合	ごみ袋年間 使用見込枚数	販売単価 (袋販売手数料)	販売金額
大(約45ℓ)	55%	140 万枚	50 円/枚	7,000 万円
中(約30ℓ)	33%	84 万枚	30 円/枚	2,520 万円
小(約20ℓ)	12%	30 万枚	20 円/枚	600 万円
計		254 万枚		1 億 120 万円

②差引かれる経費

・ごみ袋製造代金及び配送経費(単価は他市町参考のため入札により変動)

大(約45ℓ) 140 万枚 10.5 円/枚 1,470 万円

中(約30ℓ) 84 万枚 9.0 円/枚 756 万円

小(約20ℓ) 30 万枚 6.3 円/枚 189 万円 計 2,415 万円

・販売店への取り扱い手数料(8%)

大(約45ℓ)140 万枚 4.0 円/枚 560 万円

中(約30ℓ) 84 万枚 2.4 円／枚 202 万円
 小(約20ℓ) 30 万枚 1.6 円／枚 48 万円 計 約 810 万円

③指定ごみ袋の販売収入額

1 億 120 万円 (販売金額総額)
 △ 2,415 万円 (製造・配送費)
 △ 810 万円 (取扱手数料)
 計 約 6,895 万円

④指定ごみ袋の販売収入、約 6,895 万円は下記の事業費に充当していく。

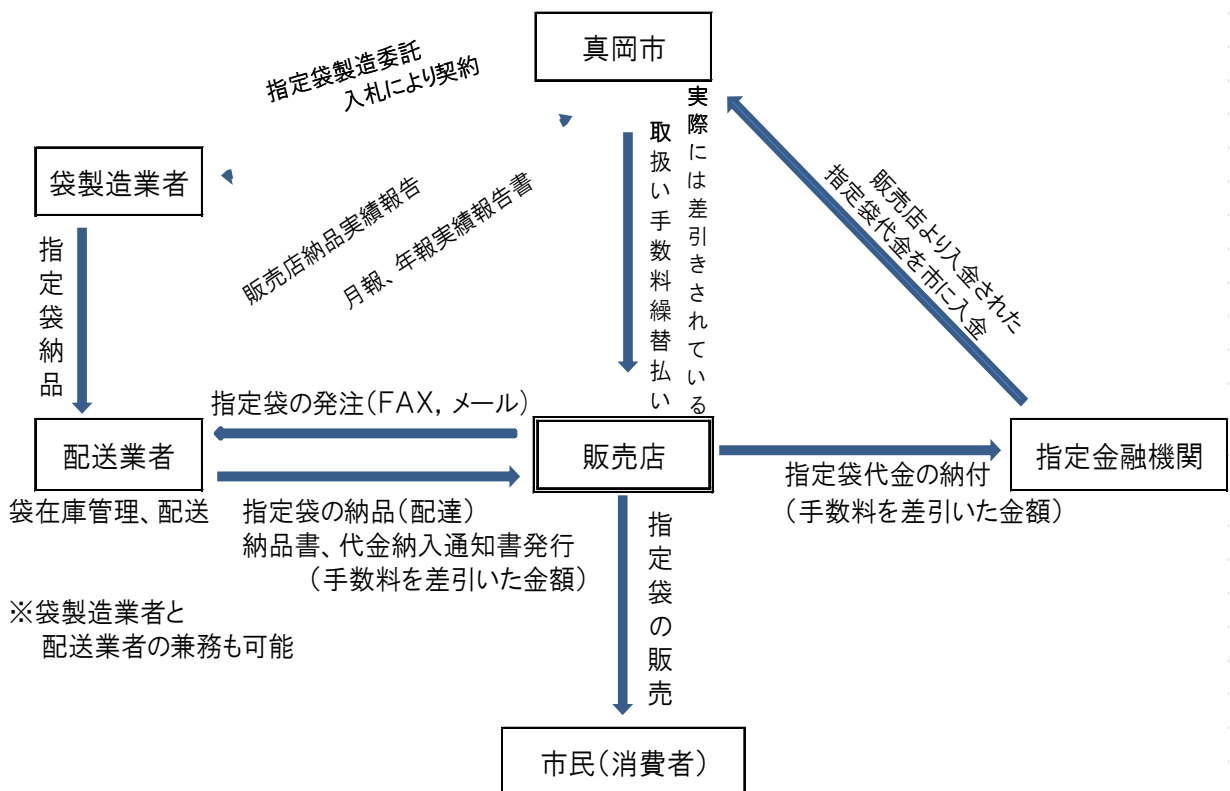
・現状予算額(平成 24 年度当初予算)

ごみ減量化推進事業費	358 万円	その他に ボランティア袋	38 万円
資源ごみ回収事業費	2,750 万円	ごみ処理広域化負担金	4 億 3,912 万円
ごみ収集費	1 億 8,374 万円	清掃センター管理費	3 億 3,688 万円
不法投棄	295 万円	保全センター管理費	2,785 万円
計	2 億 1,777 万円	計	8 億 423 万円

(7)指定ごみ袋製造販売経路

指定ごみ袋販売店関連事務の流れ

【1】取扱い手数料差し引き後納方式



- ・袋製造業者と配送業者が同一の場合も考えられる。
- ・市からの販売店に支払う指定ごみ袋販売手数料は、差し引き繰替払いとする。

(8)指定ごみ袋の販売店および取り扱い手数料(もえるごみの県内他市町の状況)

市・町 組合	市町	指定店 数 (店)	販売単位 枚数 (1組袋入)	袋容量 (大中小)	販売単価	販売 手数料 割合	販売 手数料 価格	卸販売 単位
芳賀郡 中部環境 衛生事務 組合	益子 茂木 市貝 芳賀	35	10枚	45ℓ	50円/枚	5%	2.5円	1箱
		51		30ℓ	30円/枚	5%	1.5円	1箱
		20		1箱:10枚組×30組 300枚/箱				
		23						
塩谷広域 行政事務 組合	矢板 さくら 塩谷 高根沢	72	10枚	40ℓ	40円/枚	8%	3.2円	1箱
		98		30ℓ	30円/枚	8%	2.4円	1箱
		34						
		40						
鹿沼市	同左	240	10枚	45ℓ	30円/枚	10%	3.0円	1箱
			10枚	新40ℓ	30円/枚	10%	3.0円	1箱
			20枚	20ℓ	30円/枚	10%	3.0円	1箱
			40枚	10ℓ	30円/枚	10%	3.0円	1箱
足利市	同左	347	10枚	45ℓ	15円/枚	一律	3.0円	1箱
				20ℓ	10円/枚		3.0円	1箱
				10ℓ	7円/枚		3.0円	1箱
那須 塩原市	同左	231	10枚	45ℓ	50円/枚	一律	4.2円	1箱
				30ℓ	30円/枚		4.2円	1箱
				20ℓ	20円/枚		4.2円	1箱
那須町 (H25.4 導入)	同左	80	10枚	45ℓ	50円/枚	一律	4.2円	1箱
				30ℓ	30円/枚		4.2円	1箱
				20ℓ	20円/枚		4.2円	1箱

(9)指定ごみ袋デザイン例(イメージ図)

真岡市の指定ごみ袋として、近隣市町と違いが分かるようにするため、次の事項を参考に製作する。

①指定ごみ袋(家庭系もえるごみ)

- ・色と文字は、目立つ色で、近隣市町では使用されていない、カラス対策に効果があるとされる黄色とし、文字は黒色で注意事項等は要約し記載する。
- ・真岡市イメージキャラクターのコットベリーを記載する。
- ・氏名、番号等の記入できる枠を設ける。
- ・取っ手を結んだ場合、文字や記入枠が見えなくならないよう印刷位置を調整する。
- ・サンプルセットとして、袋の中に指定ごみ袋3種類を1枚ずつと、有料化、新分別、減量化等の説明を記載したチラシを同封したものを作成し、各世帯に配布し周知する。

もえるごみ用指定袋の例



②ボランティア袋

- ・色はもえるごみの指定袋と見分けがつくように、ボランティアを楽しめるような、暖かく感じられるピンク色とし、文字は青色か紺色とする。
- ・真岡市イメージキャラクターのコットベリーを記載する。

ボランティア袋の例

